経済建設常任委員会

日時：令和７年12月８日（月）
経済建設分科会終了後
場所：第１委員会室

１　付託議案の審査

〇議案第73号　令和７年度島田市公共下水道事業会計補正予算（第１号）

〇議案第81号　指定管理者の指定について（中央公園ほか６施設）

〇議案第84号　市道路線の認定について

〇認定第85号　市道路線の廃止について

２　所管課からの報告事項

〇産業経済部
内陸フロンティア推進課
・企業立地補助金制度の改正について‥‥‥

付託議案審査項目（経済建設常任委員会）

令和　７ 年　12 月　８ 日

◎令和７年11月20日上程議案

議　案　名　及　び　内　容	議案頁		補正予算概要書頁
	議案	予算に関する説明書	
議 案 第 73 号　令和７年度島田市公共下水道事業会計補正予算（第１号）	32 頁	131 ～ 149 頁	18 ～ 19 頁

議　案　名　及　び　内　容	議案頁	説明書・参考頁
議 案 第 81 号　指定管理者の指定について（中央公園ほか６施設）	54 頁	41 ～ 43 頁
議 案 第 84 号　市道路線の認定について	57 頁	48 頁
議 案 第 85 号　市道路線の廃止について	58 頁	49 頁

経済建設常任委員会資料
令和７年 12 月８日
産業経済部内陸ﾌﾛﾝﾃｨｱ推進課

企業立地補助金制度の改正について

市では、市内における産業の活性化及び就業の機会の確保を図るため、市内において企業立地を行う者に対し、「島田市企業立地促進事業費補助金」の交付により、用地取得及び雇用増に対する支援を行っています。このほど、間接補助となる県の「地域産業立地事業費補助金」の制度改正が行われたことを受け、所要の改正を行うこととしましたので、以下のとおり御報告します。

1　現行補助制度の概要

			工場		物流施設	研究所等
適用要件	業　種　等		製造業、植物工場など		輸送業等	製造業に係る研究所又は自然科学研究所、ソフトウェア業
	面積(用地取得/研究施設)		用地取得 1,000 ㎡以上			研究施設 200 ㎡以上
	従業員数/研究員数		従業員 10 人以上(パートは 1/2 換算)			研究員 5 人以上
	雇　用　増		１人以上 または 県内雇用数維持かつ生産性の向上 10%以上			
	必須設置設備		－		流通加工用設備等	－
	設 備 投 資 額		5,000 万円以上（用地費・造成費を除く）			－
補助率等	用地取得		成長分野(注 6)	その他	－	－
		フロンティア推進区域	40%	30%	30%	40%
		通常区域	30%	20%	20%	30%
	新規雇用従業員		正従業員（市内）50 万円／人、同（市外）25 万円／人 パートタイマー（市内）25 万円／人、同（市外）12.5 万円／人			
交付限度額	フロンティア推進区域		４億円	３億円	３億円	４億円
	通常区域		３億円	２億円	２億円	３億円
事 業 期 間			用地取得日から、３年以内の操業開始(未造成地は５年以内)			
対 象 経 費			用地取得費、従業員の新規雇用（用地取得日以降に雇用した者）			
交 付 条 件			雇用人数を３年間維持			
交 付 回 数			複数回の申請が可能（ただし、２回目以降は設備投資額５億円以上（研究所等は１億円以上）の場合に限る。）			

2　改正の概要

（１）対 象 業 種　　ソフトウェア業に係る研究所は市単独補助となり、補助率、交付限度額等が上表の 1/2 となる。

（２）手続きの追加　　用地取得前の事業着手届の提出を必須とする。

（３）施　行　日　　令和８年１月１日

（４）そ　の　他　　①令和７年 12 月 11 日に関係者向け説明会を開催予定。
②今後の県制度の段階的な改正に合わせ、市制度も改正予定。
③詳細は内陸フロンティア推進課企業誘致係にお問合せください。

経済建設常任委員会　報告資料　　令和7年 12 月8日
観光文化部　観光課

「第 17 回　しまだ大井川マラソン in リバティ」 大会結果

1　フルマラソン大会結果（速報値）

※（　　）内は第 16 回大会

項　　目	人　　数	昨年対比	備　　考
エントリー者数	6,724 人 （6,531 人）	+193 人	
出走者数	5,728 人 （5,753 人）	-25 人	出走者率：85.2% （同　：88.0%）
完走者数	5,031 人 （5,064 人）	-33 人	完走者率：87.8% （同　：88.0%）

■上位入賞者及びその記録

男子総合	第 1 位	田中　真人	（浜松市）	2 時間 20分 34 秒
	第 2 位	滑　和也	（埼玉県）	2 時間 24分 23 秒
	第 3 位	山本　貴大	（広島県）	2 時間 25 分 29 秒
女子総合	第 1 位	沼田　夏楠	（茨城県）	2 時間 49 分 19 秒
	第 2 位	吉長　日向子	（磐田市）	2 時間 50 分 20 秒
	第 3 位	蟻塚　真衣	（東京都）	2 時間 51 分 34 秒

2　10㎞の部大会結果（速報値）

※（　　）内は第 16回大会

項　　目	人　　数	昨年対比	備　　考
エントリー者数	1,819 人 （1,776 人）	+43 人	
出走者数	1,428 人 （1,546 人）	-118 人	出走者率：78.5% （同　：85.2%）
完走者数	1,416 人 （1,544 人）	-128 人	完走者率：99.2% （同　：99.8%）

■上位入賞者及びその記録

男子総合	第 1 位	杉山　喜紀	（静岡市）	31 分 00 秒
	第 2 位	片山　優人	（島田市）	31 分 41 秒
	第 3 位	田中　亮太	（北海道）	32 分 21 秒
女子総合	第 1 位	森野　夏歩	（清水町）	37 分 45 秒
	第 2 位	蝦名　花菜	（焼津市）	38 分 03 秒
	第 3 位	岡林　路代	（牧之原市）	40 分 08 秒

経済建設常任委員会報告資料
令和７年 12 月８日
観光文化部博物館課

観光文化部博物館課文化財係事務室の移転について

島田市埋蔵文化財センターの開設に伴い、博物館課文化財係を島田市博物館２階講座室からセンター内１階へ移転いたしました。本移転により、埋蔵文化遺物を集約することで、展示と保管の効率化・集約化が図られる予定です。

名称　島田市観光文化部博物館課文化財係（島田市埋蔵文化財センター）
住所　島田市相賀８７５
電話　０５４７（３２）１３５０
内線　７５４－１０１～１０５

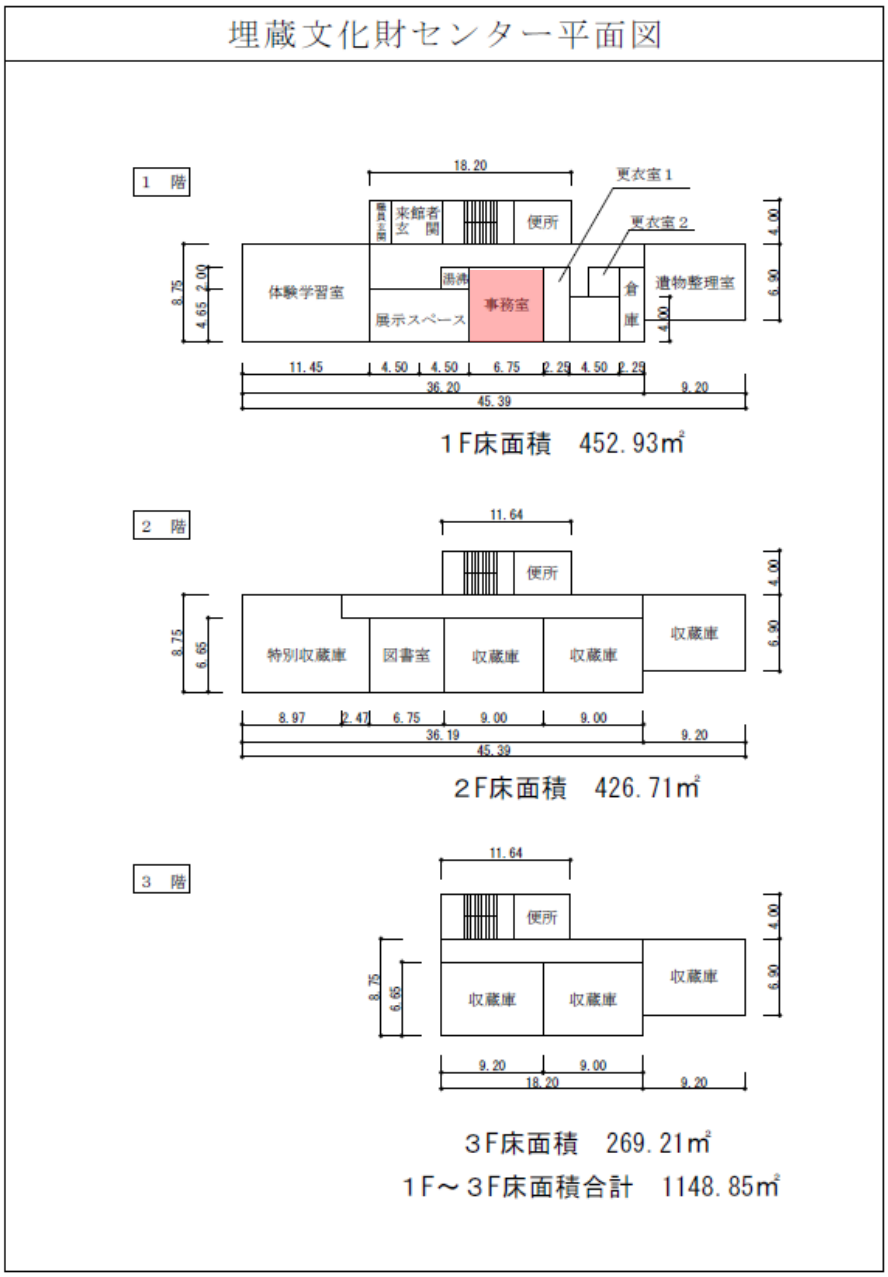

経済建設常任委員会報告資料
令和７年 12 月８日
観光文化部博物館課

島田宿大井川川越遺跡川会所移築事業における解体現場の一般公開について

島田宿大井川川越遺跡の川会所移築工事につきましては、令和７年度から３か年にわたる計画で事業を実施しております。本工事における令和７年度の実施内容として、川会所の解体現場を一般公開いたします。 公開時には、工事施工者などによる江戸時代の部材や建築工法などに関する説明を行う予定です。

なお、安全管理上の理由から、公開は一定の時間枠および人数を限定して実施いたします。皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

〇地元公開

日時　令和８年１月１７日（土）
　　① 午前　９時から午前９時４５分
　　② 午前１０時から午前９時４５分

場所　島田宿大井川川越遺跡　川会所
対象　河原町にお住いの皆様
定員　各回２０名

〇島田市議会議員公開

日時　令和８年１月１７日（土）
　　① 午前１１時から午前１１時４５分
場所　島田宿大井川川越遺跡　川会所
対象　島田市議会議員

〇一般公開

日時　令和８年１月１７日（土）
　　① 午後１時３０分から午後２時３０分
　　② 午後３時から午後４時

場所　島田宿大井川川越遺跡　川会所
対象　市民ほか（※広報しまだにて公募）
定員　各回２０名

常任委員会資料

報　告　事　項

令和７年 12 月８日　都市基盤部建築住宅課

「第２次島田市空家等対策計画」（案）に係るパブリックコメントの実施について

１　計画の策定経過

第２次空家等対策計画策定のため、都市基盤部長と庁内 15 課の課長で組織される「島田市空家等対策委員会」において、これまでに３回の会議を開催し、計画(案)の内容を協議している。

２　計画策定の背景・目的

本市では、平成 30 年度に策定した空家等対策計画に基づき、空き家の適切な管理や利活用の促進に取り組んできた。近年、人口減少や高齢化の進行により、空き家を取り巻く課題は一層深刻化している。また、当初の計画期間が令和７年度で終了することから、これまでの取組の成果と課題を整理し、空き家の発生抑制、適切な管理、利活用、地域との連携などを強化することで、より実効性の高い施策体系を構築し、持続可能で安全・安心なまちづくりの実現を目指す。

３　計画の位置付け

本計画は、第３次島田市総合計画及び島田市都市計画マスタープランを上位計画と位置付けるとともに、空家特措法第６条の規定により、国が定めた「空家等に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための基本的な指針」に基づき作成する。

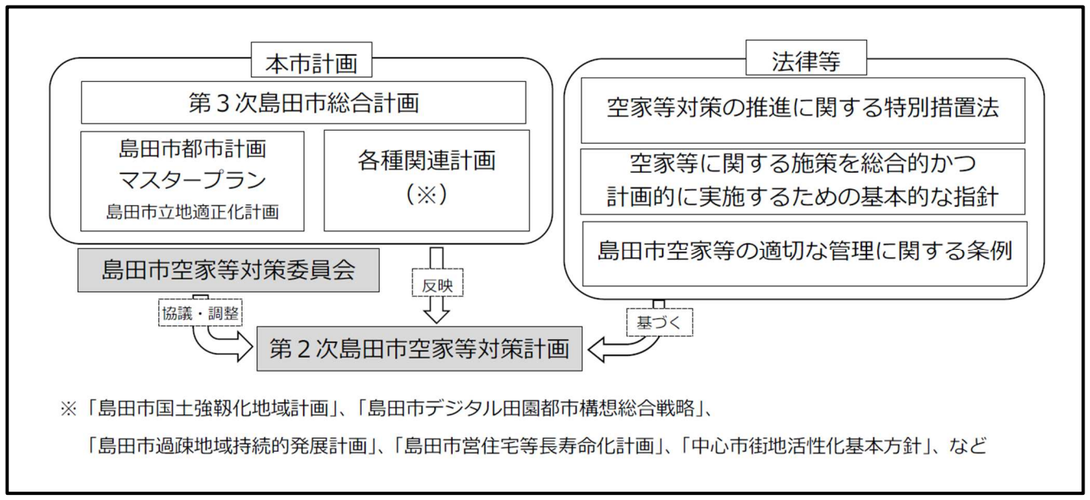

４　計画の期間

計画の期間は、令和８年度から令和 15 年度までの８年間とする。

計画名＼年度	R８	R９	R10	R11	R12	R13	R14	R15
第３次島田市総合計画	前期基本計画				後期期基本計画			
第２次島田市空家等対策計画	計画推進							

５　主な現状・課題

現状

○住宅・土地統計調査

令和５年に総務省が実施した住宅・土地統計調査結果によると、島田市の住宅総数は 40,540 戸である。このうち、空き家の数は 4,940 戸あり、住宅総数に占める割合は 12.2%となっている。

	住宅総数	空き家の総数	空き家率
全　国	65,046,700 戸	9,001,600 戸	13.8%
静岡県	1,774,100 戸	296,300 戸	16.7%
島田市	40,540 戸	4,940 戸	12.2%

※空き家の総数は、賃貸用の住宅、売却用の住宅、二次的住宅（別荘等）、その他の住宅の数

○空き家の実態調査

第２次空家等対策計画を策定するにあたり、市内における空き家の実情を把握するため、令和６年度に市内全域の実態調査を実施した。

調査の結果、空き家は 944 戸であった。このうち、全体の 43%は物的損傷等がなく建物の管理に問題のないと判定された一方、倒壊の危険性があり、修繕や解体が必要と考えられる空き家は 9%程度であった。

調査区域	市内全域
調査年度	令和６年度
調査対象	戸建て住宅及び併用住宅の空き家（住宅・土地統計調査の対象となる空き家のうち、別荘や賃貸用・売却用等の住宅を除く管理されていない住宅（その他住宅）が対象）
調査項目	・建築物の安全性、老朽度、周囲に対する危険度　　・衛生上や景観上の問題の有無 ・草木の繁茂や防災、防犯上の心配等、周囲の生活環境への影響の有無
調査方法	・一次調査：公道からの外観目視調査により、建築物の状況を確認 ・二次調査：一次調査で抽出された空き家候補に対し、再度外観目視調査を行い、詳細な状況を把握

課題

空き家の問題においては、まず所有者の責務により解決すべき課題であるとの認識が重要である。しかし、現実には所有者による適切な維持管理が行われていない空き家が多く存在しており、その背景には、相続未了や相隣関係等の法的課題が未解決であることや、高齢化に伴う管理能力の低下、さらには遠隔地居住による空き家の状況把握の困難さなど、複合的な要因があると考えられる。

6　基本的な方針

対象とする区域	○対象とする区域は市内全域とする。 令和６年度に実施した実態調査では、問題となっている空き家は市内に点在していることから、市内全域をこの計画の対象とする。
対象とする空き家の種類	○対象とする空き家は戸建て住宅及び併用住宅とする。 地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼすおそれのある空き家の対策について、優先的に取り組むものとする。

■令和６年度島田市空家等実態調査結果　　地区別空き家戸数

地区名	旧市内	六合	大津	大長	伊久身	初倉	金谷	川根	合計
空き家数	316	49	19	71	62	79	212	136	944

基本方針

空き家対策を進めるにあたっては、単に管理不全な空き家に対して必要な措置を講じるだけではなく、空き家の発生や増加の抑制を図ることが重要である。また、空き家及び除却した空き家に係る跡地の利活用の促進に取り組むとともに、空き家がもたらす問題を所有者だけの課題とするのではなく、市民が安全に安心して暮らせる良好なまちづくりの課題として捉える必要がある。そのため、行政と地域住民、民間団体等が連携し、課題解決に向け協働して取り組むものとする。

これらを基に４つの基本方針を定め対策を推進する。

基本方針Ⅰ	予防的取組の推進	空き家の発生や増加を抑制するため、市民への意識啓発、住宅の良質化、市場流通の促進など予防的な取組を推進する。
基本方針Ⅱ	空き家及び跡地の利活用の促進	空き家や除却後の跡地を活用することで、空き家の発生や増加を抑制することが重要である。除却するしかない空き家であっても、跡地の有効活用や市場流通を促進することで、良好な住環境の確保や地域活性化のための貴重な資源となる。このため、空き家及び跡地の利活用を積極的に促進する。
基本方針Ⅲ	良好な住環境の保全	適切な管理が行われていない空き家は、防災、衛生、景観等の地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼす恐れがあることから、空き家が特定空家等に至らないよう、所有者等へ適切な管理を促すとともに、管理不全空家等及び特定空家等に対しては、法に基づく必要な措置を講じることで、良好な住環境の保全を図る。
基本方針Ⅳ	多様な主体との協働・連携	所有者や行政だけでなく、地域住民や民間団体など多様な主体が関わることで、効果的かつ効率的な課題解決が期待されるため、さまざまな主体との協働・連携を図る。

7　実施体制

(1)庁内関係部署による連携体制【各部署の役割】

部	課	役割
市長戦略部	広報ﾌﾟﾛﾓｰｼｮﾝ課	移住の促進に関すること
危機管理部	危機管理課	災害時の防災に関すること
地域生活部	市民協働課	過疎地域の空き家の活用に関すること 地域住民、自治会との協働に関すること
	市民課	戸籍住民基本台帳に関すること
	生活安心課	近隣問題、法律相談、防犯に関すること
	環境課	空き地の管理問題、ごみの放置、悪臭、害虫に関すること
産業経済部	農業振興課	新規就農に関すること
	商工課	空き店舗・工場の流通、利活用に関すること
都市基盤部	都市政策課	土地利用、景観に関すること
	すぐやる課	道路・水路の管理、地域要望に関すること
	建築住宅課	空き家に関する総合窓口 建築物の維持保全・解体、中古住宅の購入に関すること
	水道課	水道の閉栓情報に関すること ※金谷地域については、大井上水道企業団と連携を図る
行政経営部	行政総務課	法務に関すること
	財政課	財政措置に関すること
	課税課	固定資産税等に関すること
	農業委員会	農地付き空き家に関すること
静岡市消防局（外部）	島田消防署	防火に関すること

民間団体等

空き家の所有者等は、相続や権利関係、登記、維持管理、不動産取引（売買・賃貸）に関すること等、様々な悩みを抱えている場合がある。このため、建築住宅課に総合的な相談窓口を設置し、相談内容に応じて民間団体等と連携した対応を行う。また、セミナーの開催や空き家の調査などを通じ、協力体制の構築を図る。

地域住民

空き家の問題は、所有者が自らの責任において適切に対応することが前提となるが、地域の課題として捉えることも重要である。このため、地域主体の管理や利活用の取り組みを推進し、空き家が放置されることのないよう、自治会をはじめとする地域住民と市が協力できる体制の構築を図る。

8　今後のスケジュール

年月	内容
12月８日(月)	市議会常任委員会で計画概要及びパブリックコメント実施の報告
12月22日(月)～ 令和８年１月23日(金)	計画(案)のパブリックコメントの実施
２月	第４回島田市空家等対策委員会の開催（計画(案)の最終確認・協議）
２月下旬	計画(案)の市長決裁
４月～	第２次空家等対策計画の公表（市ホームページ）・計画に基づく取組み

経済建設常任委員会　報告資料　　令和７年 12 月８日
都市基盤部　下水道課

島田市公共下水道事業経営戦略（案）に係るパブリックコメントの実施について

【策定目的】

本経営戦略は、島田市公共下水道事業における中長期的な経営の基本計画として策定されるものであり、快適で衛生的な生活環境の整備や水質保全、循環型社会の形成に資する重要な都市基盤の維持を目的としています。

今回は、人口減少や施設の老朽化など厳しい経営環境の中で、安定的な事業継続と財政マネジメントの向上を図るため、令和２年度策定の経営戦略を社会情勢等を踏まえて見直し、総務省のガイドラインで示されている「３～５年毎に改定すること」に応えるものです。

【計画期間】令和８年度～令和 17 年度（10 年間）

【構成】

項目	内容
1. 経営戦略策定の基本的事項	経営戦略の趣旨、策定の経緯
2. 島田市公共下水道事業の現状	事業の現況、経営比較分析表を用いた現状分析
3. 将来の事業環境	人口、水量、施設、組織等の将来見通し
4. 公共下水道事業の経営課題	現状や将来見通しから考えられる経営課題
5. 経営の基本方針	重点的に推進する施策を基本方針と位置づけ
6. 投資・財政計画	投資財政シミュレーション及び説明
7. 経費回収率向上に向けたロードマップ	経費回収率向上に向けた目標設定と実施計画
8. 経営戦略の事後検証・改定等	経営戦略の定期的な見直しと継続的改善の仕組み

【策定のポイント】

経営戦略の中心となる「投資・財政計画」について、管渠整備や島田浄化センターの改築・耐震化にかかる投資、維持管理費などの支出を今後の物価上昇を見込んで試算しました。また、収入では、人口減少を見込んだうえで、下水道使用料を見直し、経営状況を改善するよう試算しました。

しかしながら、汚水処理に係る費用の全てを早急に使用料によって賄うことは、利用者に大きな負担増を強いることになり現実的ではありません。したがって、使用料につきましては、今後４回の改定で、合併処理浄化槽を設置した利用者の維持管理費の負担の水準と同程度とすることとし、５年に一度、29 円/㎥値上げを行う計画としています（正式には島田市下水道使用料金等審議会の答申を踏まえて決定します）。

また、島田市下水道使用料金等審議会の答申により「使用料の見直しは５年ごとに実施する」こととされているため、本計画では、上記のうち２回分の見直しを織り込んでおります。

【策定スケジュール】

時期	内容
12 月８日	常任委員会でパブリックコメント実施の報告
12 月 22 日～１月 21 日	パブリックコメントの募集
１月～３月	パブリックコメント結果を踏まえた調整
３月 10 日	常任委員会でパブリックコメント結果の報告
～３月末	経営戦略策定完了、公表

島田市公共下水道事業経営戦略(見直し案)概要　令和8年度～令和17年度

都市基盤部下水道課　令和７年12月８日

第1章 経営戦略策定の基本的事項

島田市公共下水道事業では、令和2年度に策定した経営戦略について、策定から5年が経過したことを受け、社会情勢などを反映した見直しを行います。

※総務省が策定した「経営戦略策定・改定マニュアル（令和４年１月改定）」では、「３～５年毎に改定ができるようにスケジュール管理を行うのが望ましい」とされています。

・計画期間:令和8年度～令和17年度　　・対象事業:公共下水道事業

第2章 島田市公共下水道事業の現状

■公共下水道事業の概要

●公共下水道事業は平成元年度に着手、平成7年度に供用開始し、約30年が経過。

●令和6年度末時点で、１か所の処理場施設(島田浄化センター)、240haの区域、73kmの管渠、2箇所のマンホールポンプを管理。

■有収水量

有収水量は平成28年度から微減傾向が見られ、令和6年度では約110万㎥/年となっています。

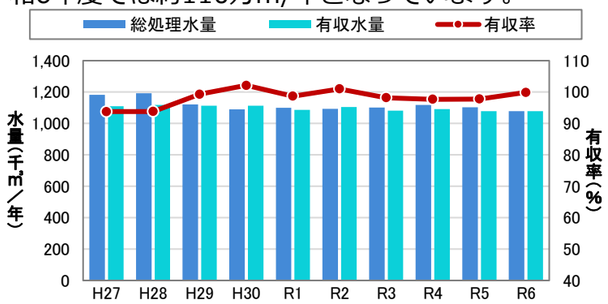

総処理水量･有収水量の実績

■下水道使用料

令和6年4月1日に改定率18.6%の使用料改定を行いました。使用料収入については、現状の使用料体系を維持した場合、減少する見通しです。

■経費回収率

下水道使用料単価の水準は、周辺市町や全国平均等を上回っていますが、汚水処理原価が高いため、経費回収率は100%を下回っています。

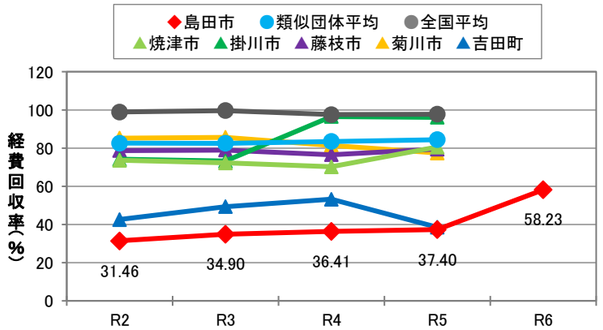

経費回収率の実績

第3章 将来の事業環境

■水量・使用料収入

将来の有収水量は、生活系と事業系に区分して算定しています。水洗化人口や有収水量については、管渠整備（未普及対策）が完了するまでは増加する見込みですが、その後は人口の減少等に伴い、減少する見込みです。このため、定期的な下水道使用料の見直しが必要となります。

■施設の見通し

下水道施設の整備・改良のため、以下のような建設投資に取り組みます。

- 老朽化対策：処理場施設を中心に、ストックマネジメント計画に基づく改築事業を実施。
- 耐震事業　：処理場施設の耐震化のために、診断や工事等を実施。
- 未普及対策：事業計画区域の管渠整備を実施。

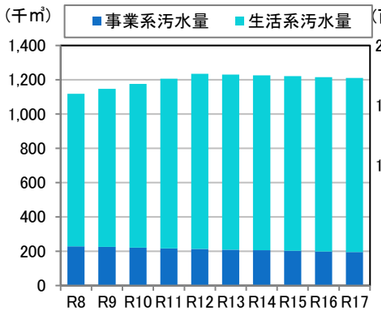

有収水量の推計

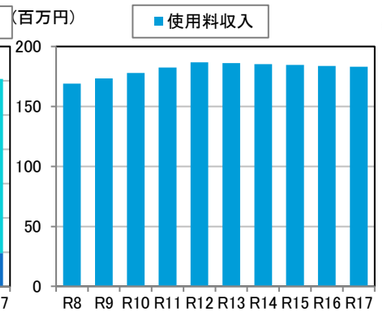

使用料収入の推計

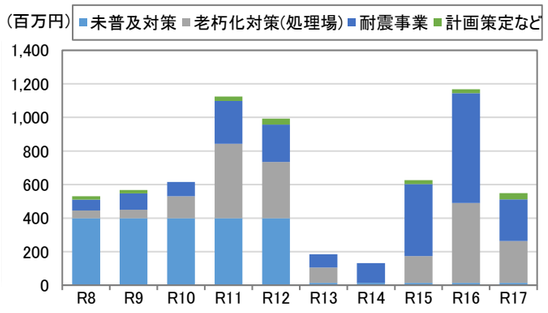

施設に関する事業費の推計

第4章 公共下水道事業の経営課題

現状と将来の事業環境を踏まえ、公共下水道事業の経営課題として、4つの項目を挙げています。

課題1 管渠整備方針の設定

人口減少や財政負担を考慮した、適切な管渠整備の方針を検討する必要があります。

課題2 老朽化対策の実施

処理場やポンプ施設を安定して運営するために、施設の改築更新を滞りなく進める必要があります。

課題3 健全な財政運営

人口減少による収入減少と、物価高騰による支出増加が懸念されるため、支出抑制と適正な財源を検討し健全な財政運営を行う必要があります。

課題4 下水道を持続するための体制の構築

管渠整備や改築更新を迅速に実施するため、職員数の確保や技術継承等について検討します。

第5章 経営の基本方針

(1)管渠整備の適正な方針設定とその推進
(2)処理場施設の改築事業の推進
(3)地震対策の推進
(4)効率的な維持管理などの事業運営への取り組み
(5)確実な事業遂行が可能な組織の構築

第6章 投資･財政計画

「投資・財政計画」は、収入と支出が均衡するように調整した中長期的な収支計画であり、経営戦略の中心となるものです。

■収支改善に向けた取り組みについて

現行の使用料体系を維持した場合、経費回収率が本来あるべき100%に達していないことから、経費回収率を向上させ、経営健全化に寄与する方針としました。

しかしながら、汚水処理に係る費用の全てを早急に使用料によって賄うことは、利用者に大きな負担増を強いることになり現実的ではありません。したがって、使用料の目標水準を、今後４回の改定で、合併処理浄化槽を設置した利用者の維持管理費の負担の水準と同程度とすることとし、５年に一度、29円/㎥値上げを行うことで、経費回収率を改善させる計画としました。

なお、改定は、正式には島田市下水道使用料金等審議会の答申を踏まえて決定します。

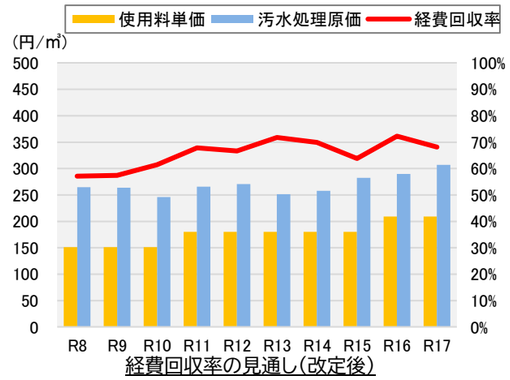

経費回収率の見通し(改定後)

第7章 経費回収率向上に向けた数値目標とロードマップ

国土交通省は、公共下水道事業の経営健全化を推進するため、少なくとも5年に1回下水道事業の経費回収率向上に向けた数値目標と具体的な実施時期をロードマップとしてとりまとめ、経営戦略で公表することを求めています。また、社会資本整備総合交付金の交付要件としていることから、本市でも検討を行っています。

■ロードマップの設定

項目＼年度	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17
経営戦略					改定					改定
各種コスト縮減	適宜検討（業務効率化 等）									
水洗化率向上の取組	適宜実施（啓発活動、戸別通知、イベントによる広報活動 等）									
下水道使用料	審議会による検証		条例改正・周知	改定 改定率 19.2%		審議会による検証		条例改正・周知	改定 改定率 16.1%	

第8章 経営戦略の事後検証･改定等

経営戦略における各取り組みを確実に実施していくため、今後は5年毎に計画の見直しを行い、ＰＤＣＡサイクルにより事業の見直し・改善を継続していきます。

令和 8 年度 経済建設常任委員会からの提言に向けて
― 文化芸術による地域の魅力発信と、大井川流域材の活用促進 ―

【趣旨】
本委員会では、令和 7 年 10 月に実施した新潟県十日町市「越後妻有 大地の芸術祭」視察および上越市の森林施策視察の成果を踏まえ、島田市における文化芸術による観光振興と大井川流域材の活用推進をテーマに検討を進めています。
いずれの地域でも、「地域資源を生かした創造的なまちづくり」が進んでおり、アートと森林・農業などの産業をつなぐ取組が地域経済と教育の両面に効果をもたらしていました。
島田市でも、「文化芸術による地域の魅力発信」と「大井川流域材の活用促進」を軸に、これらを一体的に結びつけた新たな観光・教育施策を検討していきたいと考えます。

【構想の方向性】
① 制作と教育を結ぶしくみ
アート作品の制作を、学校や地域と連携して実施。
児童・生徒がアーティストと共に創作を行う「学びの場」として展開する。

② 大井川流域材を活用した創造
作品の主要素材として、地域の木材（大井川流域材）を活用。
森林環境譲与税を財源とした木育・木材利用促進と連動させる。

③ アートによる観光導線の形成
制作された作品を、市内のまちなか・川越街道・大井川沿いなどに点在設置し、
訪れる人が回遊しながら鑑賞できる観光ルートを整備する。

④ 街全体の魅力向上と地域ブランド化
教育・観光・林業・商工が連携し、
「木とアートのまち・島田（木都しまだ)」としてのブランド発信を進める。

⑤ アートと森林による高付加価値観光の実現
自然・風土・歴史を背景にした作品群が、
国内外からの来訪者を呼び込む新たな観光資源となることを目指す。

【今後の検討】
関係部局・団体（観光、林業、教育、文化など）との意見交換
市内の候補地・学校でのモデル実施の検討
成果を踏まえた令和 8 年度提言書の作成